

福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた 再生利用等の推進に関する体制の強化について

令和6年12月20日
原子力災害対策本部

1. 基本的考え方

東京電力福島第一原子力発電所における事故に伴い放出された放射性物質による環境汚染への対処として、これまで除染等の措置等が行われてきたところ。特に、福島県内の除染等の措置に伴い生じた除去土壌や廃棄物（以下「福島県内除去土壌等」という。）については、中間貯蔵施設を整備し、安全かつ集中的に管理・保管されているが、地元の苦渋の判断により中間貯蔵施設が受け入れられたという経緯も踏まえ、中間貯蔵・環境安全事業株式会社法（平成15年法律第44号）上、「中間貯蔵開始後30年以内に福島県外での最終処分を完了するために必要な措置を講ずる」旨が定められている。

福島の復興のためには、2045年3月までに福島県内除去土壌等の県外最終処分を実現することが必要であり、その実現に向けては、除去土壌の再生利用等の推進が重要である。再生利用先の創出等に向けて、関係省庁等の連携強化等により、政府一体となった体制整備に向けた取組を進め、具体化を推進していくべく（「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針」（令和6年3月19日閣議決定））、以下の対応を行う。

2. 政府の対応

（1）閣僚会議の設置

福島県内除去土壌等の2045年3月までの県外最終処分の実現に向けて、除去土壌の再生利用等による最終処分量の低減方策、風評影響対策等の施策について、政府一体となって推進するため、原子力災害対策本部の下に、「福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた再生利用等推進会議」を設置する。（別紙参照）

（2）基本方針の策定

（1）の閣僚会議において、福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けて、再生利用の推進、再生利用等の実施に向けた理解醸成・リスクコミュニケーション、県外最終処分に向けた取組の推進、を3本柱とした基本方針を策定する。

福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた
再生利用等推進会議の設置について

令和 6 年 1 2 月 2 0 日
原子力災害対策本部

- 1 福島復興のためには、中間貯蔵・環境安全事業株式会社法（平成 15 年法律第 44 号）第 3 条第 2 項に定める福島県内除去土壌等の中間貯蔵開始後 30 年以内の県外最終処分を実現することが必要である。その実現に向けて、除去土壌の再生利用等による最終処分量の低減方策、風評影響対策等の施策について、政府一体となって推進するため、福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた再生利用等推進会議（以下「会議」という。）を設置する。
- 2 会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

議長	内閣官房長官
副議長	環境大臣
	復興大臣
構成員	内閣総理大臣を除く他の全ての国務大臣
- 3 会議の庶務は、内閣府の助けを得て、環境省及び復興庁において処理する。
- 4 前各項で定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。